

昭和32年8月12日第三種郵便物認可  
毎月1回1日発行 平成27年2月1日 No. 761

労働基準情報

# 岩手

February

2

2015



『晴天の雪原(滝沢市)』 写真：眞館弘治

**守ります！  
健康管理と安全確認  
笑顔ひろがるゼロ災職場**

(中災防 平成27年 年間標語)

〔目次〕

岩手労働基準協会副会長 佐々木 一嘉氏 (一関支部長)	
平成26年度労働基準行政関係功労者表彰 (労働局長表彰) を受賞される	… 2
石綿ばく露作業に従事していた労働者等に対する 「労災補償制度」と「健康管理手帳制度」の周知をお願いします	… 3
健康診断を活かしていますか	… 4
職場のハラスメントについて vol.2	… 5
均等・両立推進企業を募集します！	… 6
クエスチョン	… 7
有期雇用労働者に関する特別措置法及び改正パートタイム労働法説明会	… 8
インフォメーション	… 9
講習会のお知らせ	… 10・11

# 岩手労働基準協会副会長 佐々木 一嘉氏 (一関支部長)

平成26年度労働基準行政関係功労者表彰  
(厚生労働省労働基準局長表彰)

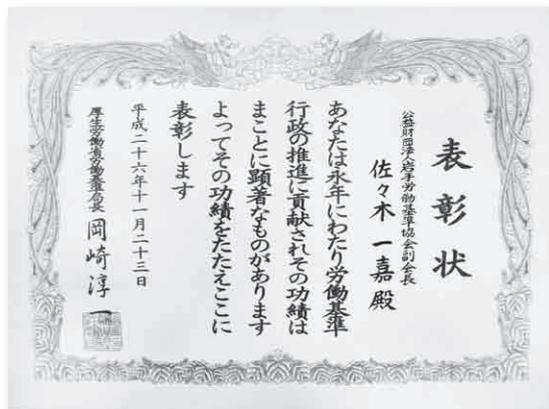
を受賞される



労働行政関係功労者表彰の伝達式

**労働行政に多大な貢献**  
 労働行政関係功労者表彰  
 伝達式が、同日、盛岡第二合同庁舎において、佐々木一嘉氏らを受賞する。佐々木一嘉氏は、同協会副会長として、4年にわたって、労働行政の推進に貢献し、各企業の労務管理と安全衛生管理水準の向上に支

日刊岩手建設工業新聞  
2014.12月26日  
掲載号より



平成26年12月24日、盛岡第二合同庁舎において伝達式が行われ、岩手労働局弓信幸局長より表彰状が伝達されました。

佐々木一嘉氏は、永年にわたる労働基準行政の各施策の推進に貢献し、各企業の労務管理と安全衛生管理水準の向上に貢献した功績が認められての受賞であります。誠にありがとうございます。



事業主の皆様へ

## 石綿ばく露作業に従事していた労働者等に対する 「労災補償制度」と「健康管理手帳制度」の周知をお願いします

石綿による疾病は、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）の開始から30～40年という長期間を経過した後に発症することが多く、既に離職された方を含め、過去の石綿業務が原因となって発症したのかどうか気付かなかつたり、あるいは健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方がいらっしゃる事が懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿を取り扱っていた事業場の事業主の皆様に対して、既に離職されている方を含め、事業場で石綿業務に従事していた労働者やその御遺族の方々に、

- ① 労災補償制度及び特別遺族給付金制度の周知
- ② 石綿健康管理手帳制度の周知

を行っていただくよう、繰り返しお願いしてまいりました。

その結果、石綿による疾病により労災に認定された方や、石綿健康管理手帳の交付を受ける方が新たに発生するなど、上記制度に関する御理解が一定程度進んでおりますが、石綿による疾病は、石綿業務に従事した後、長期間経過してから発症するものですので、上記制度につきまして改めて御案内いたします。

### 1 労災補償制度、特別遺族給付金制度

石綿との関連が明らかな疾病（石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）を発症し、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合に、疾病の治療に必要な補償（療養補償給付）、賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）、遺族に対する補償（遺族補償給付）を受けることができる制度。

特別遺族給付金制度とは、石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、時効により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方が給付を受けることができる制度。

### 2 石綿健康管理手帳制度

石綿を製造、又は取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方が、都道府県労働局長に申請し健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができる制度。

石綿による疾病に関する労災補償制度及び特別遺族給付金制度の詳細については岩手労働局労災補償課（019-604-3009）に、石綿健康管理手帳制度の詳細については岩手労働局健康安全課（019-604-3007）にそれぞれお尋ねいただくか、又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

# 健康診断を活かしていますか

職場における健康診断は、労働者の健康状況を把握するための基本となる対策です。

健康診断は労働者個人にとっては疾病の早期発見、健康確保のための健康意識の向上等の意義があり、事業者にとっては健全な労働力の確保のため、医師の意見を勘案した上で、労働者が当該作業に就業してよいか（就業の可否）、当該作業に引き続き従事してよいか（適正配置）などを判断する資料となります。

さらに、事業者は、労働者の経時的変化を含めて健康状況を総合的に把握し、労働者が常に健康で働けるよう健康管理、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックしていかなければなりません。

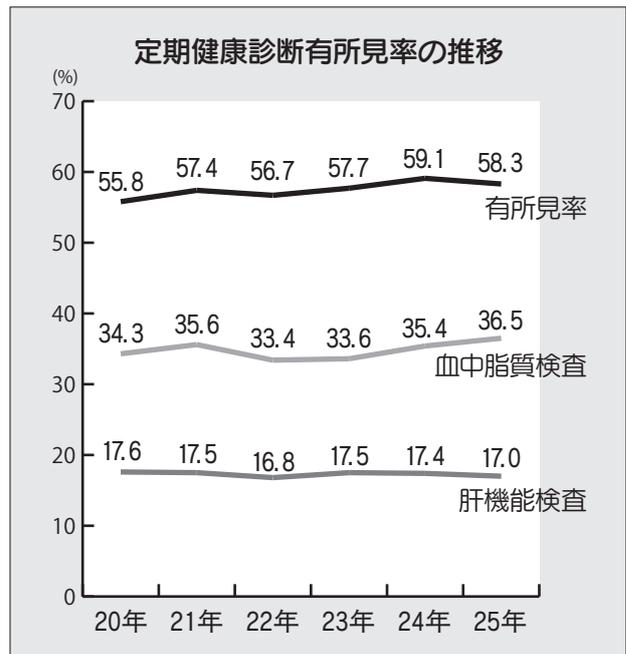
健康診断は労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状況を把握する一般健康診断、有害な業務等に従事する労働者に対しては特殊健康診断として、それぞれ必要な健康診断項目が定められています。

また、一定の有害業務に従事する労働者についても健康診断を実施するよう指導勧奨されています。

## 【健康診断実施後の措置】

健康診断を実施した後は、その結果を労働者に対して通知することが必要です。

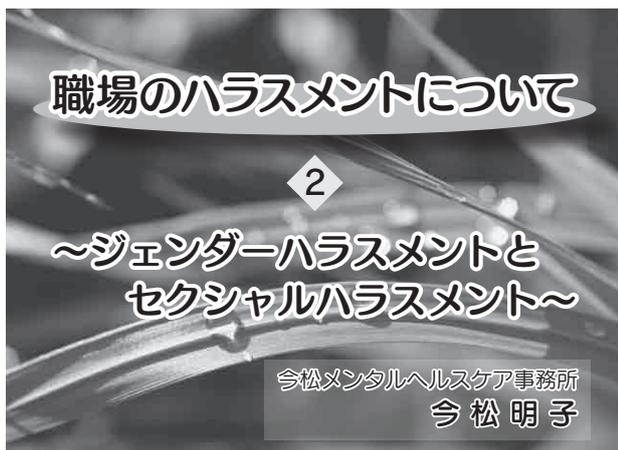
また、有所見者に対しては、医師等から意見を聴取し健康診断個人票に記載し、その意見に基づき必要に応じて適切な措置を講じなければなりません。医師等からの意見聴取は、50人未満の事業場ではお近くの地域産業保健センター（無料）を活用することができます。



## 報告していますか？

定期健康診断は、1年以内ごとに1回（特定業務従事者は、6月以内ごとに1回）、定期に実施する必要があり、労働者数50人以上の事業場にあつては、定期健康診断の結果を所轄労働基準監督署に報告する必要があります。

不明な点は、お近くの労働基準監督署または岩手労働局健康安全課（☎019-604-3007）までお問い合わせください。



### ■ジェンダーハラスメントとは■

ジェンダーとは社会的、文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるものを言います。社会的性差を言います。

性別に基づいて社会的に要求される役割や能力の評価などの決めつけを行うことはジェンダーハラスメントということになります。これはセクシャルハラスメントの中の比較的軽度のものといったイメージがあります。セクシャルハラスメントについて定められている男女雇用機会均等法では「職場における性的言動」について事業主の義務を定めていますが、性別に関する不快な言動であるジェンダーハラスメントは均等法上セクハラとは区別されています。ただ、こうした意識や行動がセクハラを引き起こす土壌になることは間違いないと思います。

「女性が輝く日本へ」と安倍総理は言い、女性管理職の数を増やしていこうとの方針も出されていました。ただ、女性を一人前の職業人と看なさいジェンダーハラスメント、「セクハラは絶対にしていないよ」と言っている方でも無意識にジェンダーハラスメントをしていることがあるかもです。もしそうなら、なかなか輝くのは難しい現実もありそうです。

### ■ジェンダーハラスメントの測定■

ジェンダーハラスメントの測定尺度(2006小林)を行ってみませんか。男性はその行為をどれだけしているか、女性はどれだけその行為を受けたかという視点で確認してみましょう。

- ① 女性であるからという理由でお茶くみや細々した雑用を頼む
- ② 困難な仕事は男性がやるべきだと思う
- ③ 女性が担当している仕事が上手くいっているときに「女性は努力家だね」「女性は優秀だ」等

と言って評価する

- ④ 女性が担当している仕事が難航しているときに「やはり女性には向かない」「女性には無理だ」等と言う
- ⑤ 重要なポストにつくのは女性には無理と言葉にしたり態度で示している
- ⑥ 男性社員を示すときは社員と言い、女性の場合は女性社員と言う
- ⑦ 女性の状況により「女の子」「奥さん」「おばさん」「おかあさん」等と呼び方を変える
- ⑧ 女性に対し、「美人だね」「太ったね」「老けたね」等容姿や年齢について評価する

以上8項目ですが、いかがだったでしょうか。この尺度を使って行った調査結果(2006小林)をみると、男性側は「全く/殆どない」が約4割となっていました。女性の回答は「頻繁に/しばしば」が約8割になっています。男女では大きく差があることがわかります。伝統的な性役割意識が刷り込まれ、無意識だからこそ、男女差が出たのではないのでしょうか。女性は意外にジェンダーハラスメントに直面しているのです。

たとえば、自分(女性)以外職場の全員が出払っていたところに、顔をだした上司、「あれ、誰もいないの!」 なんなの! 女性は人じゃないの? 私がいるじゃないかという気分になりますよね。

あるいは、かかってきた電話にてた女性に用件も言わずに「わかる人に代わって下さい」

わかるかわからないか、まず用件言ってみたらいいだろう。頭から女性だからわかるはずがないと思っているんだという気持ちになってしまいます。

このような経験をしたことのある女性は多いのではないのでしょうか。

ジェンダーハラスメントが女性の仕事への意欲や心身の健康に及ぼす影響は決して小さいものではありません。体型や容姿や服装に関する発言で自分に自信を無くしたと回答、そして、「女のくせに」「女にはこの仕事は無理」などの発言によって仕事のやる気をなくしたという回答もあります。(1999佐野・宗方)

ジェンダーハラスメントを受けると女性のストレスを高め、仕事の満足度が下がっていくことも考えられるのです。職場の中にあるジェンダーハラスメントの存在に気づいてみる必要があるのではないのでしょうか。

# 均等・両立推進企業を募集します！

—応募期間は平成27年3月31日まで—

厚生労働省では、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について他の模範となる企業を、厚生労働大臣賞、都道府県労働局長賞として表彰しています。

平成27年度の表彰企業候補を募集します。  
ぜひ応募ください。

## 主な表彰基準

### 均等推進企業部門

- ・ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ・ポジティブ・アクションの取り組みとして、女性の「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ・ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」「女性優遇」とする取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとみ女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。など

※ポジティブ・アクションとは

男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う積極的な取り組みをいいます。

### ファミリー・フレンドリー企業部門

- ・両立指標（平成24年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- ・法を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮等の措置を導入し、よく利用されている。
- ・男性育児休業者がいる。
- ・時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- ・年次有給休暇取得率がおおむね50%以上である。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。など

※「両立指標」とは

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、63項目の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるよう構成されたものです。

(詳しくはこちら)

<http://www.ryouritsu.jp/index.html>

## 応募方法

応募用紙にご記入の上、雇用均等室まで郵送にてご応募ください。

※実施要領、表彰基準、応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただくか、雇用均等室までお問合せください。

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

平成26年度を受賞企業

均等推進企業部門「岩手労働局長優良賞」

株式会社岩手銀行



ポジティブ・アクション  
シンボルマーク「キララ」



次世代特定認定マーク  
「プラチナくるみん」



仕事と介護の両立支援の  
シンボルマーク「トモニン」

### 【問い合わせ先】

岩手労働局雇用均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎

電話 019-604-3010

## クエスチョン

## 期間雇用者の産休・育児休業について

**Q** 1年契約のパート労働者から妊娠したとの報告を受けました。産休後、育児休業を取得し復職することを希望しているようです。しかし会社としては、この労働者は入社して6か月程度と会社への貢献度も低いことから、育児休業はもちろん、産休を取得させるのも難しく、できれば別の労働者を雇いたいと考えていますが、法的に問題はあるでしょうか。

**A** 労働基準法において、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性が産前休業を請求した場合には、その者を就業させてはいけなさとされています。また、産後8週間を経過しない女性については、請求の有無にかかわらず就業させてはいけません（ただし産後6週間を経過した女性が請求し医師が認めた場合の就業は差し支えなし）。

産前・産後休業は勤続年数や働き方（正社員、パート、契約社員等）に関わらず、適用されます。ですから、ご質問のパート労働者（1年契約で勤続6か月）の場合であっても、請求があれば産前休業をさせる必要がありますし、産後休業期間は働かせてはいけません。

次に育児休業ですが、育児・介護休業法において「育児休業」をすることができるのは、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者です。

期間を定めて雇用される者（パート、派遣、契約社員など）は、休業することで今後も働き続けることができると見込まれる一定の範囲であれば育児休業を付与する必要があります。

「一定の範囲」とは、育児休業の申出時点で、

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ② 子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること

- ③ 子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、契約が更新されないことが明らかでないこと

のすべてを満たす者となり、所定労働時間や勤務日数の多少にかかわらず制度利用の対象になります。ただし、週の所定労働日数が2日以下の労働者については、休業の対象外とする労使協定が締結されている場合は、付与する必要はありません。

パート労働者でも期間の定めのない労働者については、これらの要件にかかわらず通常の労働者と同じく育児休業を付与する必要があります。

なお、産休や育児休業の対象となる労働者が、休業の申出や休業をしたことを理由に解雇や雇止めなどの不利益な取扱いをすることは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されておりますので、ご注意ください。

また、育児休業等の両立支援制度の利用を進めるため、事業主への助成金制度があります。

両立支援助成金制度には、期間雇用者が6か月以上育児休業を取得した後、原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した等の要件を満たした中小企業事業主に支給する「期間雇用者継続就業支援コース」が設けられています。また育児休業者の代替要員を雇用した中小企業事業主に支給する「代替要員確保コース」もあります。

ご利用をお考えの際は、お早めに岩手労働局雇用均等室までご連絡ください。

【問い合わせ先】 岩手労働局雇用均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎

電話 019-604-3010





インフォメーション

## 新会員事業所のお知らせ

12月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)サンクス 杜陵駐在所	滝沢市
花巻	(株)まるも	北上市
一関	(有)那須工業運輸	一関市

支部名	事業所名	所在地
二戸	碧青果	普代村
二戸	(有)Y・Sライン	久慈市

### ●石綿作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法により石綿等を取り扱う作業においては、石綿作業主任者の選任が必要となっております。

当協会では資格取得のための「石綿作業主任者技能講習」を、4月20日(火)、21日(水)に当協会研修センター(盛岡市)で開催いたします。

石綿が含有している建材が使用されている建物の解体作業等では、必要となります。

なお、この講習は、年1回のみ開催となります。

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

## 冬季における転倒災害・交通労働災害防止について

### ●冬季における転倒災害の防止

岩手県内において、平成26年1月、2月に発生した転倒による労働災害は、1年間に発生した転倒災害の約1/3を占めています。

今冬の12月も、積雪・凍結路面での転倒災害が多発しています。

#### 【平成26年12月の積雪・凍結路面での転倒災害事例】

業種	性別	年代	負傷部位等	災害の概要
運輸交通業	男	50代	頭部打撲	出発点呼の後、担当車両に乗込むために事務所を出たところ、路面が凍結していて、滑って転倒した。
接客娯楽業	女	50代	骨折	店舗裏に出たところ、路面が凍結していて、滑って転倒した。
商業	女	40代	ひざ打撲	朝礼の後、倉庫に向かっていたところ、路面が凍結していて、滑って転倒した。
建設業	男	60代	頭部打撲	現場の除雪作業中、降雪した路面が凍結していて、滑って転倒した。

冬季における転倒災害防止対策は、別途作成のリーフレット「冬季の転倒災害を防止しよう!」を参考に取組みをお願いします。

### ●冬季における交通労働災害の防止

岩手県内において、平成26年1月と2月に、交通労働災害による死亡災害が続発しました。

#### 【平成26年の1月と2月の交通労働災害による死亡災害事例】

業種	発生日	性別	年代	災害の概要
商業	1月	女	70代	新聞配達中に道路を横断していたところ、軽貨物自動車に轢かれた。
商業	1月	男	20代	自動車で行中、凍結路面でスリップしセンターラインをはみ出し、バスと正面衝突した。
商業	1月	男	30代	自動車で行中、凍結路面でスリップしセンターラインをはみ出し、対向車と正面衝突した。
清掃・と畜業	2月	男	20代	軽ワゴン車で走行中、圧雪状態でスリップし、対向車と正面衝突した。

※詳細は岩手労働局ホームページより確認して下さい。

講習会のお知らせ 27年4月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	3/4(水)～5(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,944
	石綿作業主任者技能講習	4/20(月)～21(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,836
	有機溶剤作業主任者技能講習	4/23(木)～24(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,944
	玉掛け技能講習	2/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		2/23(月)～24(火)・26(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部		
		4/1(水)～3(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		4/6(月)～8(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		4/9(木)～11(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		4/9(木)～10(金)・12(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		4/14(火)～16(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	2/24(火)～27(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	29,160	1,620
		3/3(火)～6(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		4/7(火)～10(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		4/7(火)・13(月)～15(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		4/13(月)～16(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	4/6(月)～8(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		4/20(月)～22(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	ガス溶接技能講習	3/5(木)～6(金)	一関職業訓練協会	15	一関支部	9,720	864
4/6(月)～7(火)		岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部			
特別教育	クレーン運転業務特別教育	2/16(月)～17(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 9,720	1,645
	アーク溶接等の業務特別教育	3/2(月)～3(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	8,640 9,720	1,080
		4/27(月)～28(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
その他	職長教育	2/12(木)～13(金)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部	11,880 12,960	864
		2/19(木)～20(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		4/21(火)～22(水)	アイ・ドーム	50	一関支部		
		4/22(水)～23(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者教育	2/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	11,880 12,960	1,512
		4/13(月)～14(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	新入者安全衛生教育	4/9(木)	岩手労働基準協会研修センター	80	盛岡支部	4,860 5,940	648
		4/14(火)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	フォークリフト運転従事者安全衛生教育	2/17(火)	アイ・ドーム	20	一関支部	6,156 7,236	1,645
	振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育	4/30(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,400 6,480	1,230
その他	危険予知普及講習会	2/6(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,616 6,696	648
		3/11(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	危険予知活動リーダー研修会	3/5(木)～6(金)	アイ・ドーム	24	一関支部	会員 非会員	23,660 25,710

→ 割引サービスがご利用できますので一関支部へお問合せください

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは右欄をご覧ください

# 中小企業 無災害記録証 授与制度



災害ゼロの 明るい職場づくりをめざして

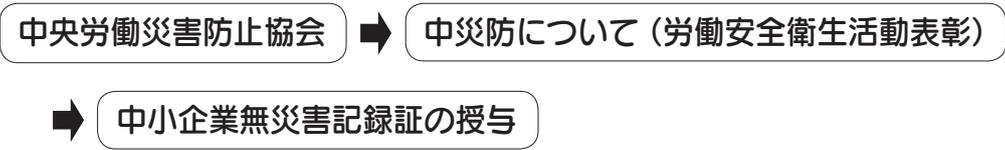


中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的な安全衛生活動を進めるうえで目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。

- イ 労働者が10人以上100人未満の事業場であること。
  - ロ 所定の無災害記録日数が継続していること。
- となっています。

記録日数は第1種から第5種まで業種、労働者数により規定されています。記録を達成した事業場には、中小企業無災害記録証と副賞（表彰盾）が授与されます。ぜひこの制度をご活用ください。

なお、詳細は、中央労働災害防止協会のホームページをご覧ください。



記録日数や申請書用紙がダウンロードできます。

## 岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズのヒント

職場内の男女間にみられる格差の解消を目指して、個々の企業が行う積極的な取り組みを「ポジティブ・アクション」といいます。

この「ポジティブ・アクション」のシンボルマークの名称はどれでしょうか。

- ① きらら
- ② くるみん
- ③ トモニン

ヒント 本誌6ページに関連記事



宮古市の鳥「うみねこ」

(写真提供：宮古市)

三陸復興国立公園は、東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するために平成25年5月に創設された国立公園です。

北部は「海のアルプス」とも賞される豪大な大断崖、南部は入り組んだ地形が優美なりアス海岸が続きます。海岸にはウミネコなどの海鳥の繁殖地があり、野生生物を間近に観察することもできます。和名は鳴き声がネコに似ていることが由来とされます。

●応募方法

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

●締め切り

平成27年2月25日(水) 消印有効

●宛先

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25  
(公財) 岩手労働基準協会 クイズ係宛て  
FAX 019-681-1018  
eメール honbu@iwateroukikyo.com

●賞品及び発表

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

●1月号の正解

②

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

ミスが増えてから寛容になる心

仕事に慣れて来た頃や年齢が増してくるとミスが増えてきます。以前は部下を叱りつけていたけれど、自分もミスをするようになると、他人のミスも許すようになります。

(川柳原生林11月号〈杜若〉竹本よし作品より)

岩手の死亡災害(12月末)

製造業	2	(1)
鉱業	1	(1)
建設業	8	(4)
運輸交通業	4	(2)
林業	0	(3)
商業	5	(3)
その他	4	(4)

累計 24 (18)  
( )内は前年同期

編集	後記
----	----

今冬は例年になく降雪・積雪・凍結が早く、もう2ヶ月にもなるが、春寒料峭とはまだまだ先の何処のことか。それでも陽光に照らされる白さもいっそう眩しく、たしかな季節の移ろいを感じるが、雪かきから開放されるにはもう暫くかかるであろう。

昨年12月から実施された「いわて年末年始無災害運動」も1月末で終了したが、各職場における安全確保の徹底と実践により、12月は「死亡災害ゼロ」を達成するという大きな成果が挙げら

れた。

「安全最優先」の重要性を一人ひとりが認識し「災害のない健康で明るい職場」の実現に向けて、この成果を今後の安全活動にぜひ役立ててほしい。

今月も各地でさまざまな祭りや行事が行われ、多くの人出や車で混雑が予想される。楽しい思い出づくりとなるよう、引き続き転倒事故防止や交通事故防止に家族ぐるみでも十分な対策をとっていただきたいものだ。

発行 平成27年2月1日  
定価 1部 100円  
{ 会員事業所の購読料  
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会  
盛岡市北飯岡一丁目10-25  
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018  
編集・発行人 黒沢雄幸